府令・省令

○内閣府
総務省令第五号

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百二十条第一項第八号及び第百四十九条第一項第八号の規定に基づき、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年四月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（郵便貯金銀行の子会社対象金融機関等を子会社とすることについての認可の申請） **第四条**　郵便貯金銀行は、法第百十一条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）、第二項ただし書又は第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。 ［一～三　略］ 四　当該認可に係る子会社対象金融機関等に関する次に掲げる書類 イ　［略］ ロ　業務の内容（当該認可に係る子会社対象金融機関等が銀行法第十六条の二第一項第十二号の三に掲げる会社（第十三条第一項第十二号及び第十四号において「銀行業高度化等会社」という。）である場合には、業務の内容及び当該業務を遂行する体制）を記載した書類 ［八・ニ　略］ 五　［略］ 六　その他金融庁長官及び総務大臣が法第百十一条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）、第二項ただし書又は第四項の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類 2　［略］ （郵便貯金銀行の合併の認可の申請） **第七条**　郵便貯金銀行は、法第百十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。 ［一～十　略］ 十一　合併後の郵便貯金銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（第九号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類 十二　［略］ 2　［略］	（郵便貯金銀行の子会社対象金融機関等を子会社とすることについての認可の申請） **第四条**　郵便貯金銀行は、法第百十一条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）又は第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。 ［一～三　同上］ 四　［同上］ イ　［同上］ ロ　業務の内容を記載した書類 ［八・ニ　同上］ 五　［同上］ 六　その他金融庁長官及び総務大臣が法第百十一条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）又は第二項の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類 2　［同上］ （郵便貯金銀行の合併の認可の申請） **第七条**　［同上］ ［一～十　同上］ 十一　合併後の郵便貯金銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類 十二　［同上］ 2　［同上］